

第 2 期千葉市財政健全化プラン

[平成 2 6 年度～ 2 9 年度]

(中間見直し)

平成 2 8 年 3 月

千 葉 市

目 次

一 財政健全化プランについて

1 策定の趣旨	1
2 第2期プラン中間見直し	2
3 推進にあたって	2

二 本市財政の現状と課題

1 これまでの都市基盤整備などによる財政負担	4
2 市税収入の見込み	7
3 増加し続ける扶助費	8
4 政令市ワーストの財政健全化判断比率	9
(参考) 財政収支見通し	11

三 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

主要目標	12
1 将来に向けた財政健全化への取組み	14
2 歳入確保対策	18
3 歳出削減対策	22
4 数値目標	27
5 取組みによる効果	28

四 中間見直しを踏まえプランの達成をより確実なものとするために

29

一 財政健全化プランについて

1 策定の趣旨

(1) 第1期財政健全化プラン（平成22年度～25年度）

平成4年の政令市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的に取り組むため、税収を大きく超える予算を組み続けてきた結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招くとともに、市債の償還がピークを迎えている中で、景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、多額の収支不足が見込まれました。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成24年度には早期健全化基準の25%を超える可能性があるなど、危機的な状況に直面しました。

このような背景から、平成21年10月、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、市民と市が協力して取り組む必要があることを「脱・財政危機宣言」として発するとともに、最も厳しい数年間を乗り越え、財政危機を脱するため、平成22年3月に「財政健全化プラン（平成22年度～25年度）」（以下「第1期プラン」という。）を策定し、全庁一丸となって取り組むこととしました。

(2) 第2期財政健全化プラン（平成26年度～29年度）

第1期プランに掲げた各項目に取り組んだ結果、実質公債費比率は今後も高い水準で推移するものの、25%を下回ることが確実になるなど着実に効果が得られており、脱・財政危機の第1ステップはクリアすることができました。

しかしながら、市税収入は大きな伸びを見込めない中で、義務的経費である扶助費は増加の一途をたどるなど、今後も厳しい財政状況が続きます。

そこで、「第2期財政健全化プラン（平成26年度～29年度）」（以下「第2期プラン」という。）では、第1期プランに引き続き市税等の歳入確保や事務事業の見直しによる歳出削減、市債残高の削減や健全化判断比率の改善など財政健全化に向けて取り組んでまいります。

特に、第2期プランにおいては、本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える市債残高など4つの債務の総額を「主要債務総額」とし、計画期間内での大幅な削減を目指します。

2 第2期プラン中間見直し（平成28年3月）

第2期プランの計画期間が4年間にわたることから、着実に財政健全化を進めるために、毎年度の進捗状況について点検するとともに、これまでの取組実績やプラン策定当時では見込めなかった社会経済情勢の変化を今後の取組みに反映する必要があります。

このため、プランの計画期間の折り返しとなる平成28年3月末に中間見直しを行うこととします。

なお、第2期プランの取組みについては、主要目標である主要債務総額の削減をはじめ、当初に掲げた目標の達成に向けて着実に進捗しているため、今回の主な見直しはこれまでの取組実績を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化を反映した数値目標の更新等となります。

3 推進にあたって

本プランの推進にあたっては、取組みの主体となる各局・区役所などが共通の認識に立つとともに、全職員の更なる意識改革を図り、主要事務事業戦略の作成など、全庁的な改革を推進する取組みと連動しながら、全庁一丸となって財政健全化に向けて取り組みます。

なお、本プランの推進は、行政内部のみで成し得るものではなく、議会や市民の皆様のご理解とご協力が必要です。そのため、よりわかりやすい情報、より多くの情報をご提供できるよう、情報公開をこれまで以上に積極的に行います。

【参考】第2期プラン策定に至るまでの概略

政令市移行期に道路や下水道、公園などの都市基盤を積極的に整備

市道の延長

H4 : 2,685km → H20 : 3,102km (+417 km)

都市公園面積

H4 : 606ha → H20 : 845ha (+239ha)

下水道普及率

H4 : 69.4% → H20 : 97.1% (+27.7%)

公共施設（ハコモノ）の延床面積

H4 : 2,036 千㎡ → H20 : 2,594 千㎡ (+558 千㎡)



その結果・・・

市債残高（借金）が急増し、実質公債費比率が25%を超える可能性が生じる

市債残高

H4 : 3,682 億円 → H20 : 1 兆 809 億円 (+7,127 億円)

このままの財政運営では
早期健全化団体に転落する可能性



平成 21 年 10 月 脱・財政危機宣言

平成 22 年 3 月 第1期プランを策定

財政危機を乗り越えるため、財政健全化への様々な取組みを実施



実質公債費比率 25% 超えの危機を解消し、脱・財政危機の第1ステップをクリア！！



平成 26 年度～29 年度

公債費（市債の元利償還金）や扶助費が増加するなど、今後も財政健全化に向けた取組みが必要

第2期財政健全化プランを策定

二 本市財政の現状と課題

※以下の図表 1～13 における数値は普通会計※¹ベースであり、H26 までは決算額、H27 及び H28 は当初予算額、H29 は推計値です。

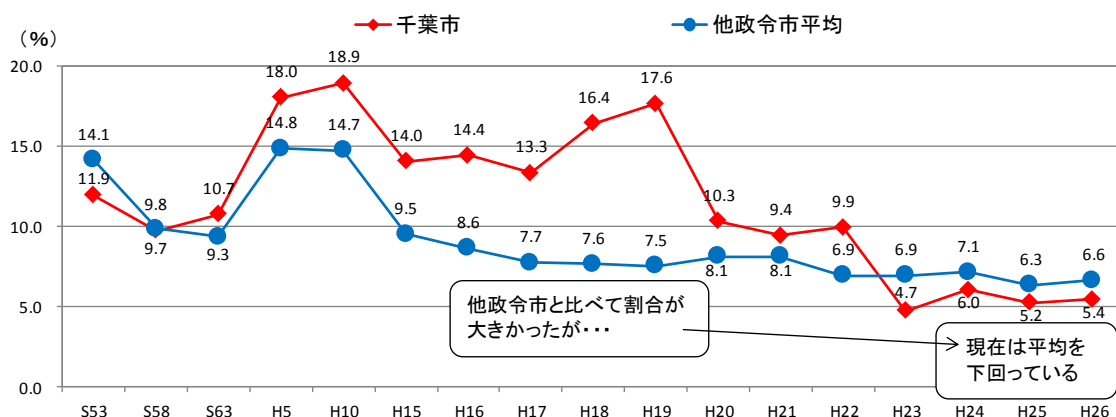
1 これまでの都市基盤整備などによる財政負担

(1) 市債発行

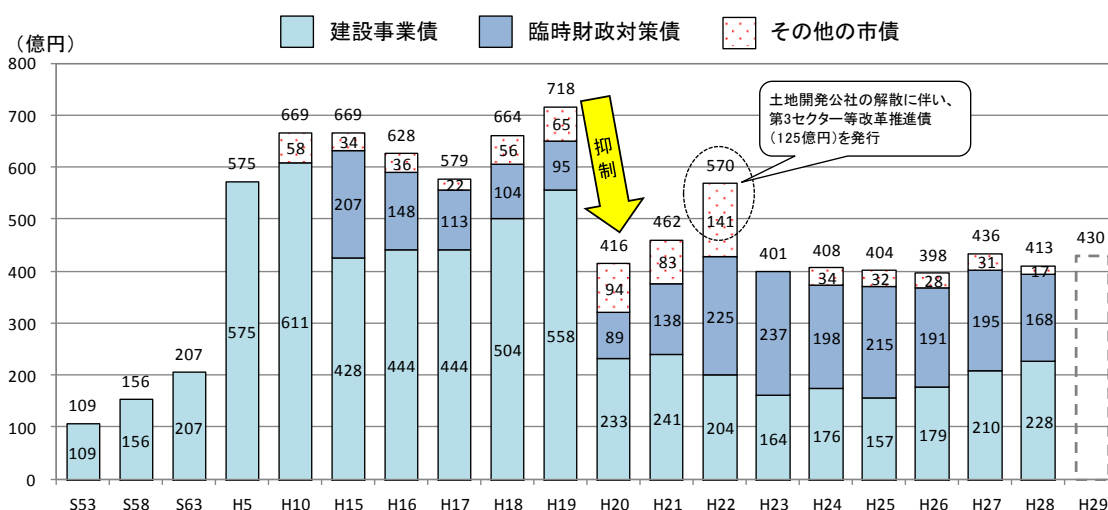
本市では、平成 4 年の政令市移行を契機に道路や下水道などの都市基盤整備を積極的に推進してきた結果、建設事業の財源となる市債の割合が、他政令市と比べて大きくなりました。（図表 1 参照）

現在は、都市基盤整備が一段落し、第 1 期プランや公債費負担適正化計画※²に基づき建設事業債の発行を大幅に抑制しているため（図表 2 参照）、市債の割合は他政令市を下回っています。

【図表 1】 歳入決算額に占める市債（臨時財政対策債を除く）の割合の推移



【図表 2】 市債発行額の推移



※¹ 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に都市計画土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計などを加えたもの。

※² 公債費負担適正化計画 実質公債費比率 18%以上の地方公共団体が、総務省から市債の許可を受ける際に策定を義務付けられている計画であり、総務省はこの計画の内容・実施状況を勘案し、市債の発行を許可する。

(2) 公債費

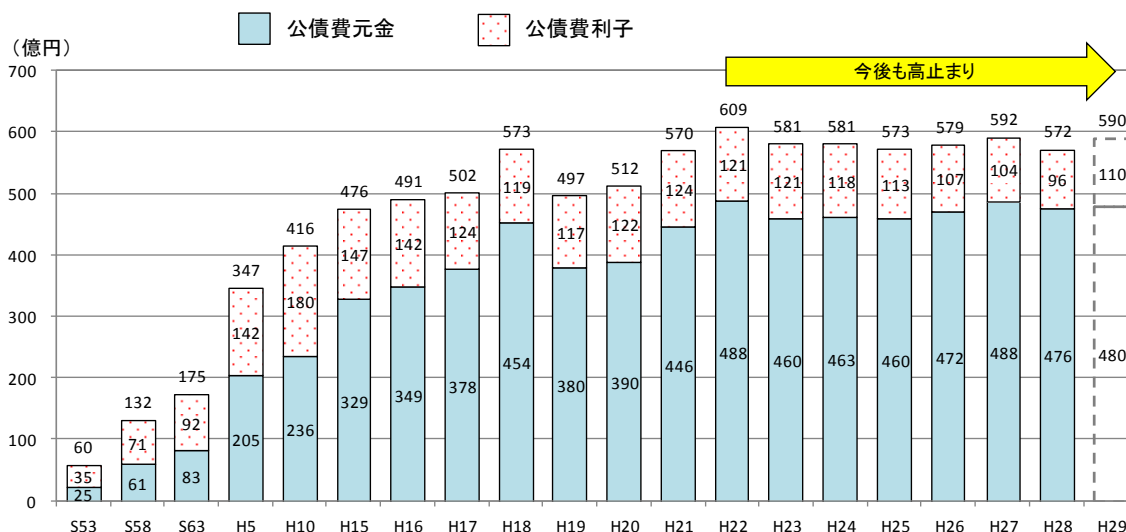
過去に発行した市債の元利償還金である公債費や債務負担行為※¹による支出が大きな負担となっています。（図表3参照）

公債費は、平成22年度に600億円を超え今後も高止まりする見込みですが（図表4参照）、市債残高は、臨時財政対策債が増加するものの、第1期プランなどに基づき建設事業債の発行を抑制した効果により減少していく見込みです。（図表5参照）

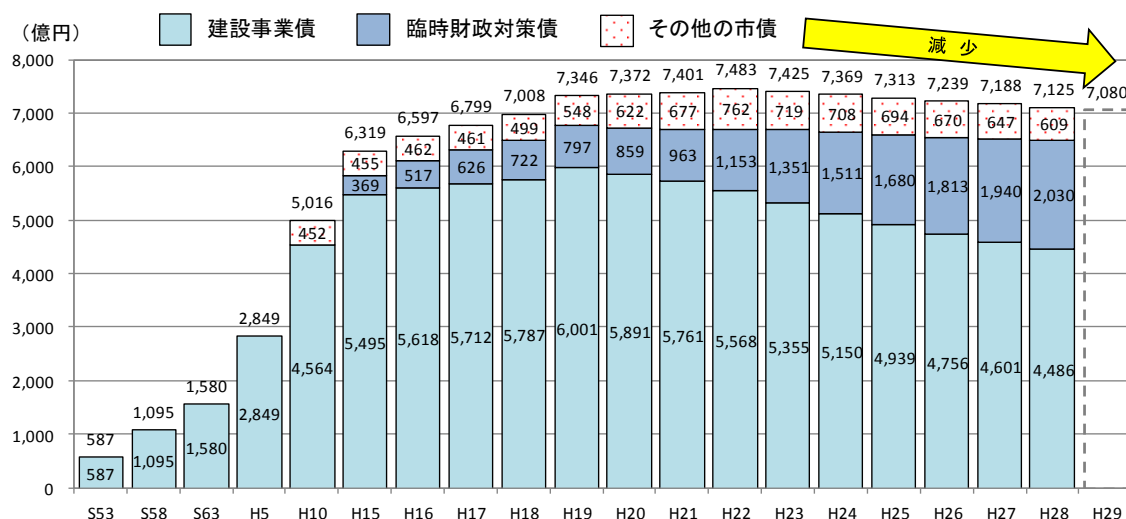
【図表3】 市民1人あたりの市債残高と債務負担行為支出予定額（H26末）

区 分	(千円)		
	千葉市	政令市中順位	他政令市平均
市債残高 (市民1人あたり)	752	15位/20市	631
債務負担行為支出予定額 (市民1人あたり)	35	11位/20市	38

【図表4】 公債費の推移



【図表5】 市債残高の推移



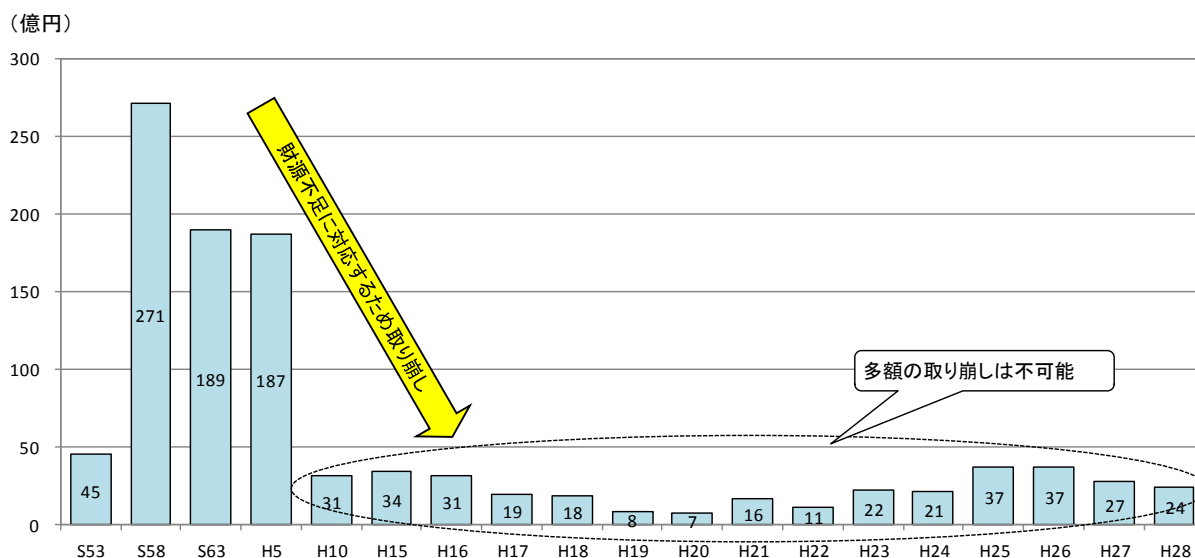
※¹ 債務負担行為 将来の支出を議会が事前に承認して、長期にわたる契約を可能とする制度。

(3) 基金

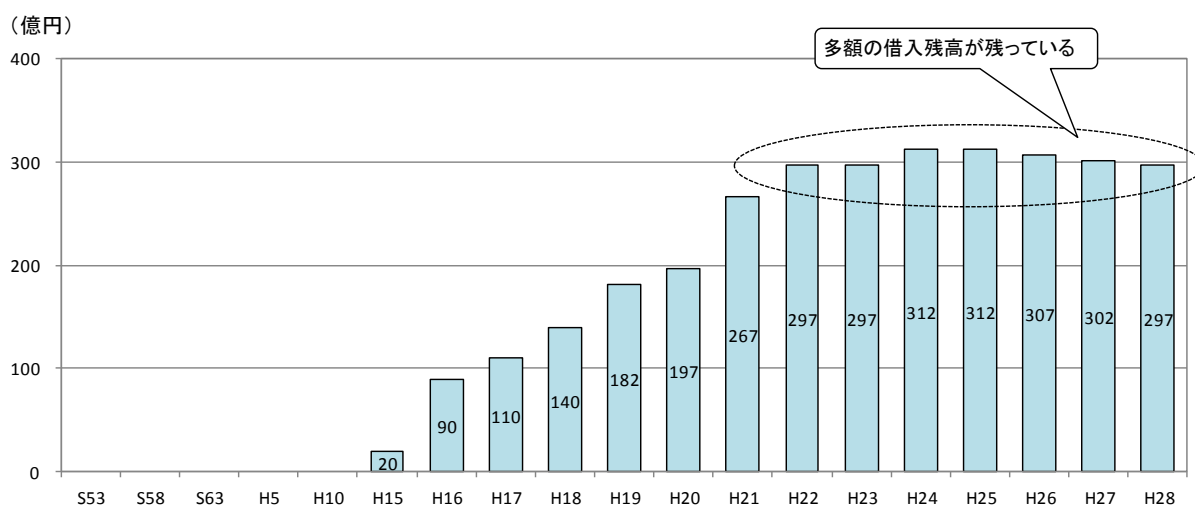
厳しい財政状況による財源不足に対応するため財政調整基金※¹の取り崩しを行った結果、基金残高は急速に減少し、現在は多額の基金の取り崩しを行うことは不可能な状況です。（図表 6 参照）

また、平成 15 年度から財源不足を補てんするため、基金の本来の目的を損なわない範囲で、複数の基金からの借入れを継続的に実施しており、その結果、多額の借入残高が残っています。（図表 7 参照）

【図表 6】 財政調整基金残高の推移



【図表 7】 基金からの借入残高の推移



※1 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

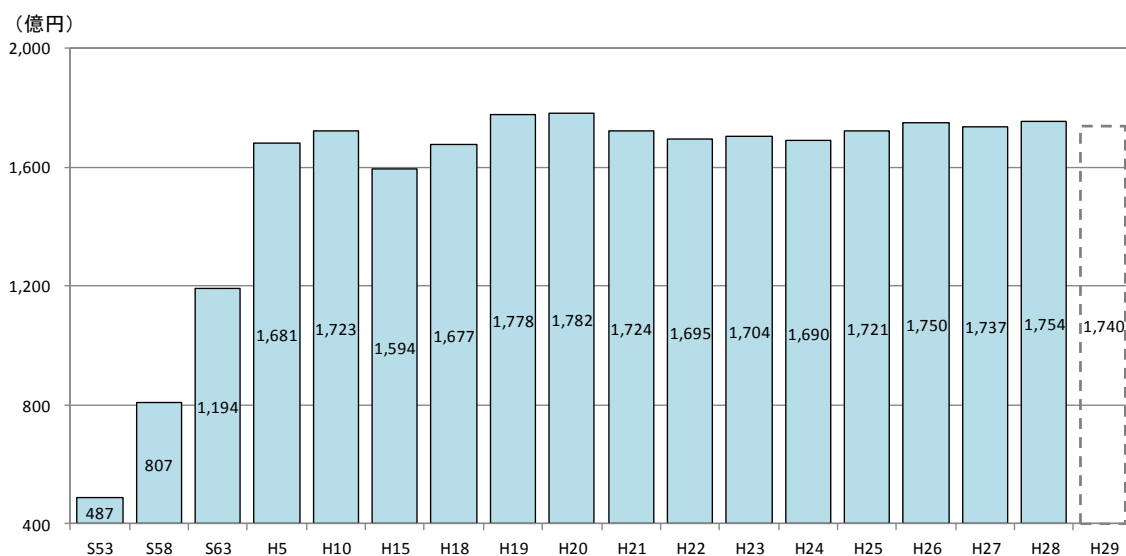
2 市税収入の見込み

市税収入は、税源移譲に伴い平成 19 年度に伸び、平成 20 年度にピークとなりましたが、その後は急激な経済動向の悪化に伴い減収基調となりました。（図表 8 参照）

平成 26 年度以降は、緩やかな回復基調により、増収が期待されるものの、税制改正の影響などにより大きな伸びを見込めない状況です。

なお、本市の市税徴収率は他政令市を下回っていましたが、様々な徴収対策に取り組んできたことにより着実に上昇し、他政令市に近づいています。（図表 9 参照）

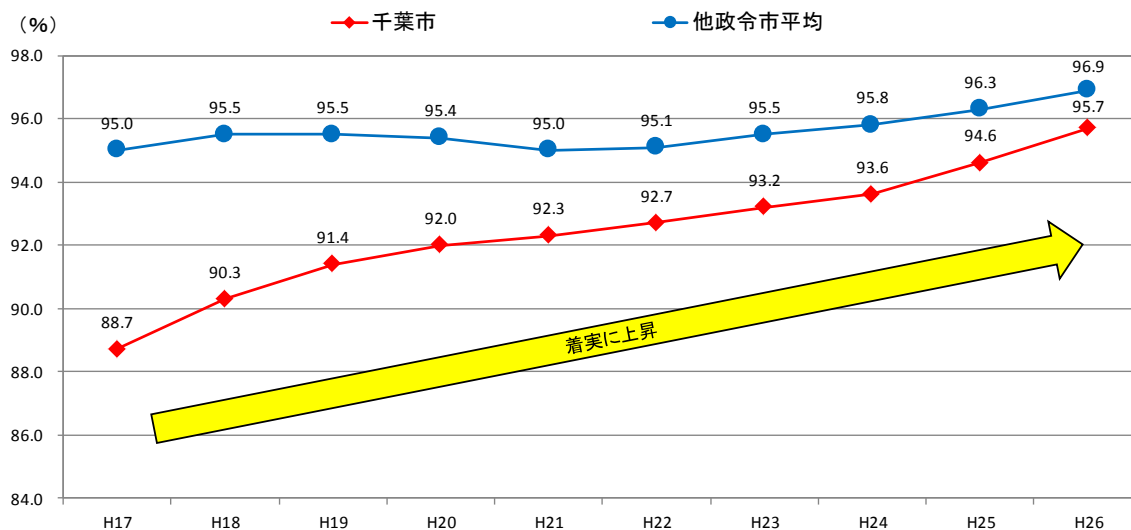
【図表 8】 市税収入の推移



（注 1）地方消費税交付金は、市税に含まれません。また、消費税率の引上げ分は、社会保障経費に充てることとされています。

（注 2）H29 から予定されている県費負担教職員制度の見直しに伴う県からの税源移譲による影響は除いています。

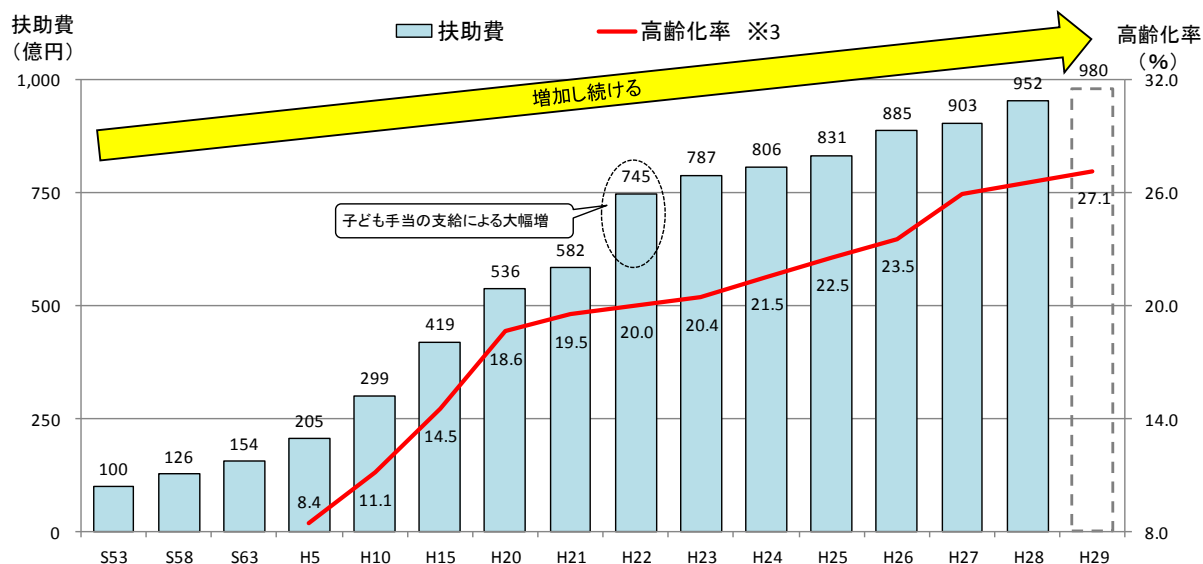
【図表 9】 市税徴収率の推移



3 増加し続ける扶助費※¹

超高齢社会※² への移行や長引く経済動向の低迷などに伴い、生活保護費や障害福祉費をはじめとする扶助費は増加し続けており、今後も社会構造の変化や高齢者人口の伸びなどにより、増加していくものと見込まれます。（図表 10 参照）

【図表 10】 扶助費の推移



(注) 高齢化率について、S63 以前のデータが存しないため非掲載としています。

※¹ 扶助費 社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて支給する生活保護費などのほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

※² 超高齢社会 人口に占める 65 歳以上人口の割合が 21%を超えている社会。

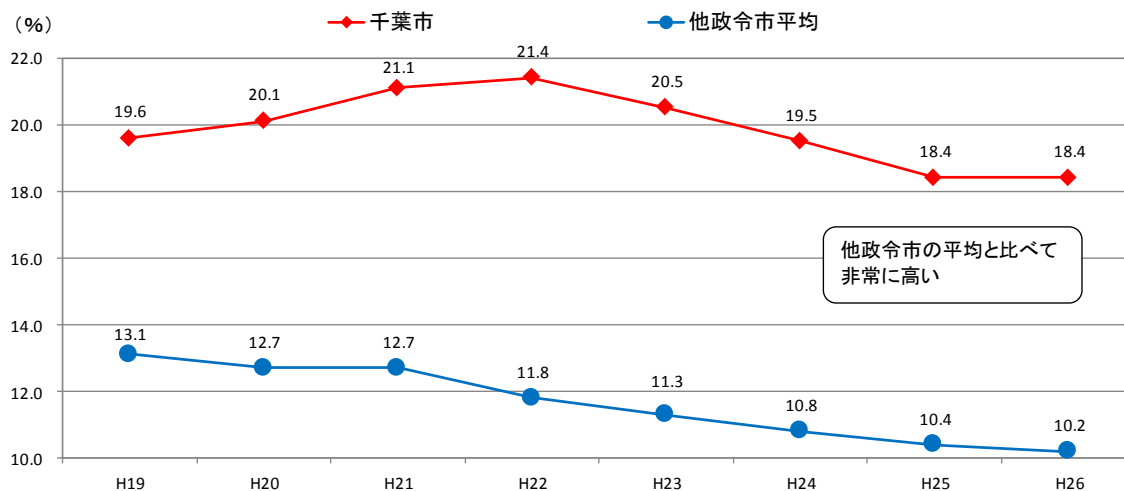
※³ 高齢化率 人口に占める 65 歳以上人口の割合。

4 政令市ワーストの財政健全化判断比率^{※1}

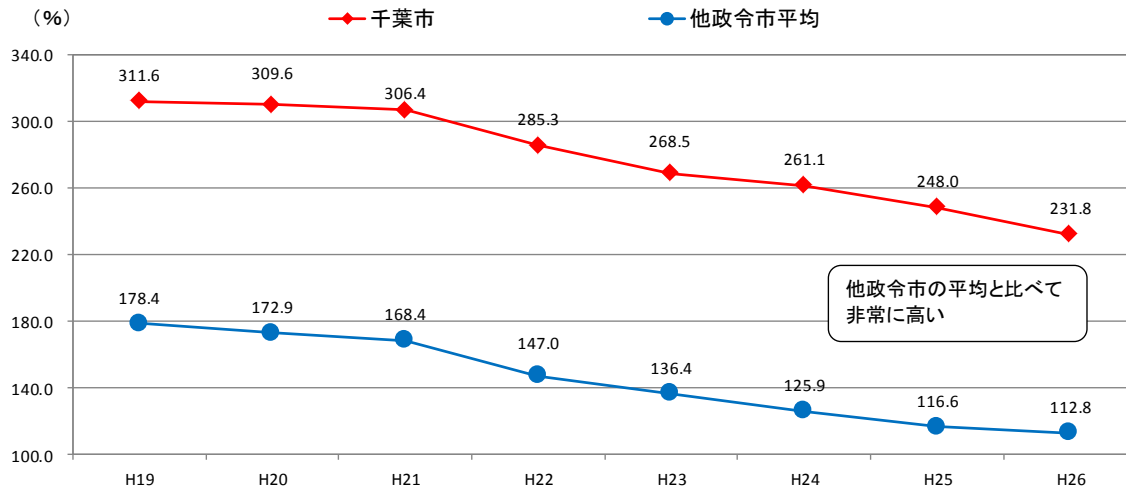
前述のとおり、都市基盤整備を目的とした多額の市債発行などにより、健全化判断比率のうち実質公債費比率^{※2}と将来負担比率^{※3}は、他政令市と比較して非常に高く（図表11～13参照）、今後も更なる債務残高の抑制に努める必要があります。

なお、健全化判断比率のうち、連結実質赤字比率^{※4}・実質赤字比率^{※5}は発生していません。

【図表11】 実質公債費比率の推移



【図表12】 将来負担比率の推移



※1 健全化判断比率 地方公共団体の財政の健全度を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」「連結実質赤字比率」「実質赤字比率」の4指標をいう。財政健全化法に定められている指標で、4指標とも数値が高いほど財政状況は悪いとされる。

※2 実質公債費比率 地方公共団体が借金返済に充てている額が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※3 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、1年間の標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※4 連結実質赤字比率 公営事業を含む全会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※5 実質赤字比率 病院や下水道といった公営事業会計を除く全ての会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

【図表 1 3】 健全化判断比率の状況（H26 決算）

(%)

区 分	千葉市	政令市中順位	他政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	18.4	20位／20市	10.2	25.0	35.0
将来負担比率	231.8	20位／20市	112.8	400.0	
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

○早期健全化基準・財政再生基準とは？

健全化判断比率が早期健全化基準（実質公債費比率 25%など）以上になると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化団体となります。

また同比率が財政再生基準（実質公債費比率 35%など）以上になると、財政再生団体となります。

○早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなるか？

早期健全化団体になると、健全化判断比率の改善方策や事務事業の見直しなどを盛り込んだ財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、財政再生団体になると、財政再生計画の策定が義務付けられます。財政健全化計画などの策定には、議会の同意が必要（財政再生計画は総務大臣の同意も必要）となり、策定後も進捗管理のため、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

早期健全化団体などになると、本市のイメージダウンは避けられず、長期にわたって、人口流出や企業誘致に悪影響が生じることが危惧されます。

(参考) 財政収支見通し

平成 28 年度予算編成時（平成 27 年 10 月）の財政収支見通しでは、平成 28 年度・29 年の 2 年間で 294 億円の収支不足が見込まれています。（図表 1 4 参照）

これまでの取組みによる効果が表れているものの、今後も厳しい財政状況が続きます。

【図表 1 4】 財政収支見通し（普通会計）（H27.10 月時点）

<歳入>		(百万円)			
区 分	H28		H29		
	金額	増減率	金額	増減率	
市税	173,800	0.1	173,900	0.1	
譲与税・交付金	27,400	0.2	27,400	0.0	
地方交付税	9,500	31.0	5,300	△ 44.2	
国庫支出金	64,100	12.7	62,300	△ 2.8	
市債	41,900	△ 3.9	35,600	△ 15.0	
その他	81,100	△ 3.0	83,900	3.5	
計 (A)	397,800	1.4	388,400	△ 2.4	

<歳出>					
区 分	H28		H29		
	金額	増減率	金額	増減率	
人件費	57,000	1.5	56,600	△ 0.7	
公債費	57,600	△ 2.6	58,600	1.7	
扶助費	95,200	5.4	97,500	2.4	
投資的経費	46,300	28.5	34,400	△ 25.7	
その他	155,500	3.2	156,900	0.9	
計 (B)	411,600	4.9	404,000	△ 1.8	

収支差 (A-B)	△ 13,800	△ 15,600
-----------	----------	----------

H28・29合計	△ 29,400
----------	----------

財政収支見通しの主な前提条件・推計方法

(1) 基本条件

- H27.10 月における税財政制度を前提として推計
- H29 から予定されている県費負担教職員制度の見直しに伴う県からの税源移譲による影響は除く

(2) 歳入

- 市税は経済成長率や税制改正などを考慮して推計
- 消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増収を反映
- 建設事業債発行額は H26～H29 の総額 860 億円として推計

(3) 歳出

- 公債費は、公債費負担適正化計画を基に推計
- 扶助費は現行制度を基に人口の伸び率などを考慮して推計
- 市債管理基金からの借入金 20 億円／年を償還するものとして推計

三 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

主要目標

本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える次の４項目の合計額を「主要債務総額」とし、計画期間内に大幅な削減を目指します。

- ・ 建設事業債等※¹ 残高（普通会計）
- ・ 債務負担行為支出予定額（普通会計・建設事業分）
- ・ 基金借入金残高
- ・ 国民健康保険事業累積赤字額

<数値目標>

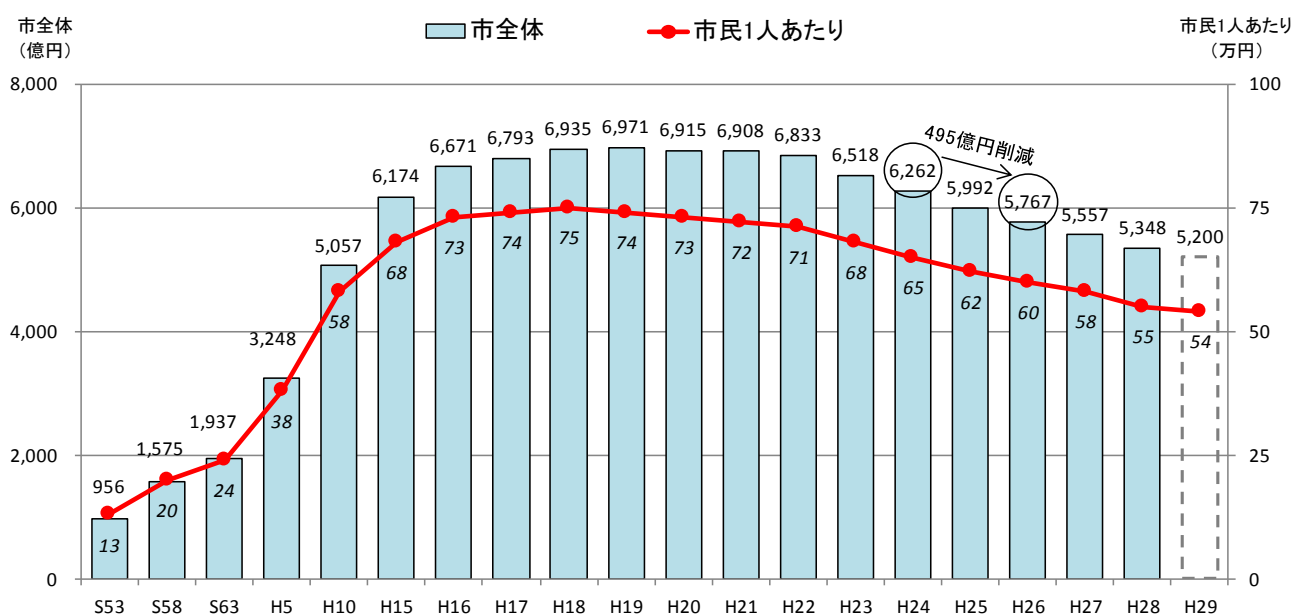
○ 主要債務総額の削減

市民１人あたりの主要債務総額を平成２９年度に５４万円（※）、市全体で５,２００億円程度まで削減します。（市全体で１,０００億円以上の削減となります。）

H24： 市民１人あたり 65 万円 (20 政令市中 16 位)	市全体で 6,262 億円
↓	↓
H29： 市民１人あたり 54 万円程度 (△11 万円程度)	市全体で 5,200 億円程度 (△1,000 億円程度)

※ 主要債務総額 54 万円は、平成 24 年度における他政令市の平均並みです。

【図表 1 5】 主要債務総額の推移



※¹ 建設事業債等 国の地方財政対策に応じて発行する臨時財政対策債及び過去に発行した減税補てん債・臨時税収補てん債・減収補てん債を除いた市債。

【図表 1 6】 主要債務総額の見込み

(億円)							
	H24決算	H25決算	H26決算	H27見込	H28見込	H29目標	H29 - H24
建設事業債等残高 A	5,419	5,221	5,040	4,906	4,781	4,670	△ 749
債務負担行為支出予定額(建設事業分) B	415	360	335	266	189	144	△ 271
基金借入金残高 C	312	312	307	302	297	277	△ 35
国民健康保険事業累積赤字額 D	116	99	85	83	81	79	△ 37
主要債務総額 E=A+B+C+D	6,262	5,992	5,767	5,557	5,348	5,170	△ 1,092
						約 5,200	約 △1,000
(千人)							
住民基本台帳人口 F	958	960	962	963	964	966	
(万円)							
市民1人あたり主要債務総額 $G=E/F \times 10$	65	62	60	58	55	54	△ 11

(注 1) 国民健康保険事業の当初予算は、単年度の収支を均衡させることとしておりますが、「第 2 期国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン(平成 27 年度～29 年度)」(平成 27 年 3 月策定)(以下「第 2 期国保アクションプラン」という。)に基づき、執行段階において歳入確保及び歳出削減に努め、単年度あたり 2 億円の累積赤字の削減を目指していきます。

(注 2) 各年度における「住民基本台帳人口」は 1 月 1 日現在(平成 24 年度は年度末現在)のものです。また、H27 以降は、本市で独自に行っている人口推計における H26 からの増減数を加算したものです。

主要目標達成に向けて

主要目標については、平成 26 年度の主要債務総額は 5,767 億円となり、24 年度と比較して 495 億円減と着実に削減できています。今後も目標達成に向けて着実に財政健全化の取組みを実施していきます。

「主要目標」を達成し持続可能な都市となるために、将来に向けた財政健全化への取り組みや徹底した歳入確保・歳出削減対策を実施します。

※取組内容について、当初プラン策定時から特筆すべき動きがあった部分については下線を引いてあります。

1 将来に向けた財政健全化への取組み

(1) 適正規模の市債発行と市債残高の削減

建設事業を厳選することなどにより、毎年度の市債発行額を元金償還額の範囲内に抑制し、市債残高の削減を図ります。

しかしながら、当初プラン策定時には見込めなかった建設コストの高騰を踏まえ、市債残高の削減目標にも留意しつつ、建設事業債の発行規模を変更します。

<数値目標>

○ 適正規模の市債発行

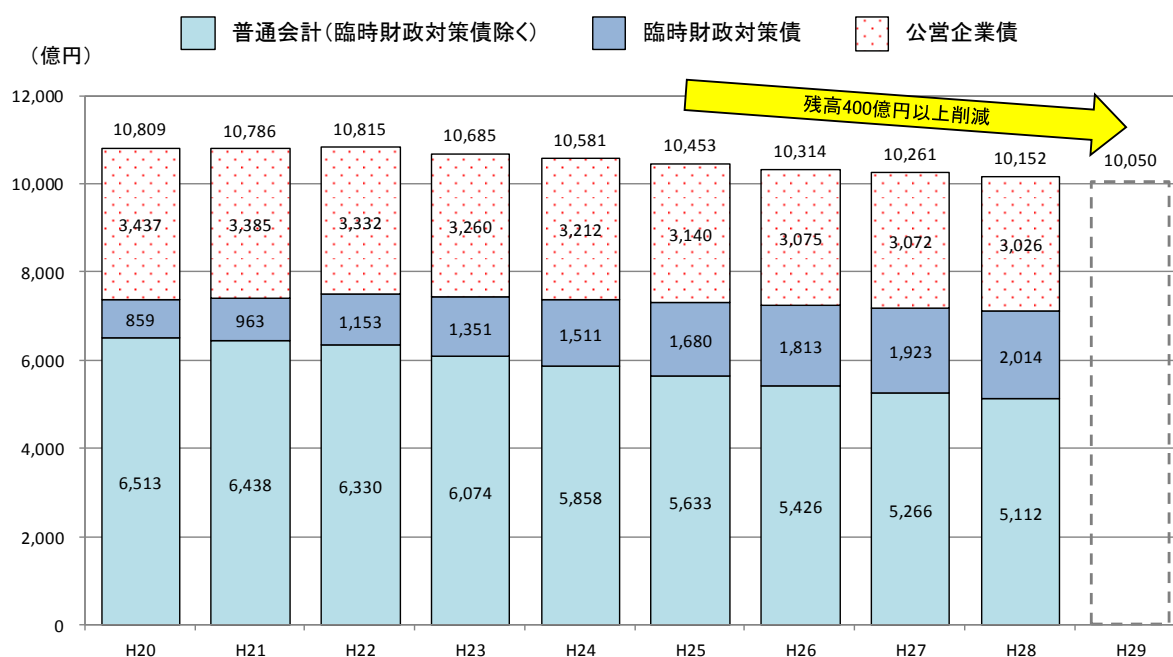
建設事業債（普通会計）の発行を計画期間 4年間で880億円以内とします。

（当初プラン 4年間で860億円以内）

○ 市債残高の削減

市債（全会計、臨時財政対策債など建設事業債以外も含む）残高を計画期間4年間で400億円以上削減します。（図表17参照）

【図表17】 市債残高の推移（全会計）



(注) H26までは決算値、H27以降は推計値です。

（２）債務負担行為設定の抑制

市債と同様、将来負担を抑制する観点から活用事業を厳選し、債務負担行為設定の抑制を図ります。

なお、平成 23 年度から都市整備公社に対する債務負担行為の設定は行わないこととしました。

（３）基金からの借入金の返済

市の貯金にあたる基金は、計画的な財政運営を行うための貴重な財源であることから、基金からの新たな借入金を極力抑制し、基金本来の目的を踏まえた適切な活用を行うとともに、これまでの借入金について、基本的に毎年度 20 億円返済していきます。

<数値目標>

○ 基金からの借入金の返済

基金からの借入金を毎年度 20 億円返済します。

（４）健全化判断比率の改善

① 実質公債費比率及び将来負担比率

実質公債費比率は、過去に発行した市債返済の重さを表すため、現在の取組効果が直ちに表れるものではありませんが、公債費負担適正化計画に基づき適正規模の市債発行、利払い負担の軽減などに取り組むことにより、平成 32 年度には市債の発行に際して国の許可を必要としない 18%未満となることを目指します。（図表 1 8 参照）

また、将来負担比率についても、市債残高の削減などに取り組むことにより、比率の低減を図ります。

<数値目標>

○ 実質公債費比率の抑制

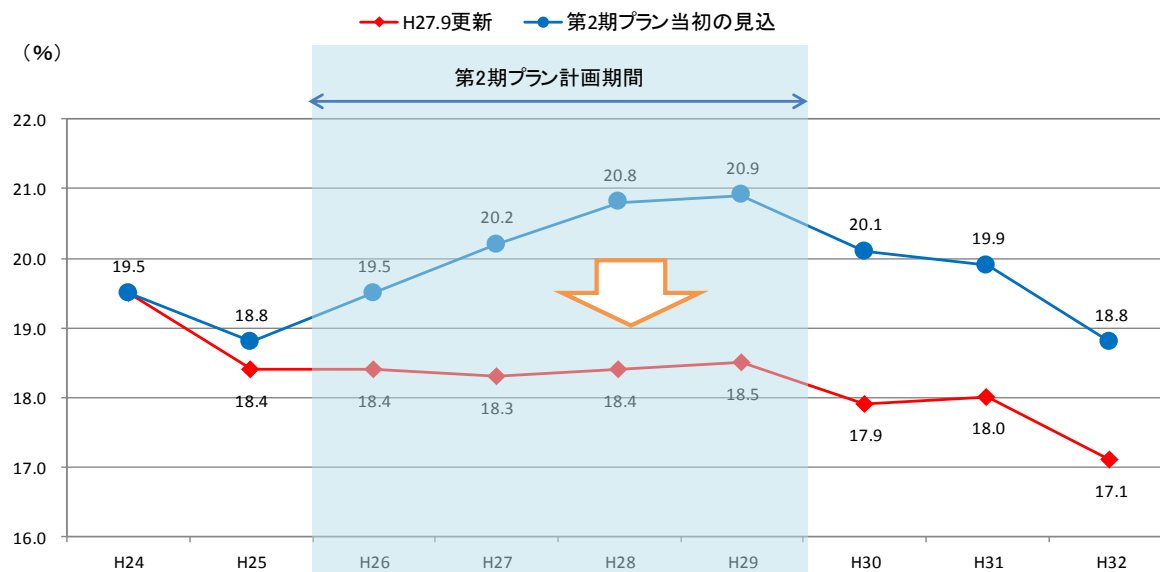
本プランの計画期間内は 19%未満を維持します。その後は年々減少し、平成 32 年度には、市債発行に際して国の許可を必要としない 18%未満となることを目指します。

（当初プラン 21%未満を維持し、平成 34 年度には 18%を下回る）

○ 将来負担比率の低減

計画期間内に 200%を下回ることとします。

【図表 18】 公債費負担適正化計画における実質公債費比率の見込み



② 連結実質赤字比率及び実質赤字比率

平成 21 年度から発生していた連結実質赤字比率については、発生の主要因となっている国民健康保険事業の累積赤字が、「国保アクションプラン」に基づき収支の改善に努めたことなどにより減少し、平成 26 年度は比率が解消されました。

しかしながら、一般会計やその他の特別会計においても、今後厳しい財政状況が見込まれることから、引き続き、全ての会計で収支の改善を図り、連結実質赤字比率及び実質赤字比率が発生しないよう、努めていきます。

(5) 効率的な資産経営

「資産経営基本方針」（平成 24 年 1 月策定）に基づき、資産の効率的な利用や総量の縮減、長寿命化を図ります。

具体的には、公有財産台帳や固定資産台帳などのデータを一元化するとともに、資産の情報を総合的・一覽的に表示する「資産カルテ」を公表し、資産の「見える化」を図っています。

また、主要な施設について総合評価を行い、その結果に応じて、複合化や集約化などの施設の見直しを行うとともに、継続利用する施設については、計画的保全を推進しています。

加えて「公共施設見直し方針」（平成 26 年 7 月策定）に基づき、施設総量の縮減や再配置など、今後を見据えた施設の見直しを進めています。

さらに、平成 27 年度には、これまでの取組みを踏まえながら、全ての公共施設を対象とした「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定め、総合的かつ計画的な取組みを推進しています。

なお、道路や下水道などのインフラについては、平成 32 年度までに個別施設計画を策定し、施設の予防的な修繕及び計画的な更新にあたって、国の補助金等を有効に活用して実施するとともに、将来的な施設の長寿命化や修繕及び更新に係る費用の縮減を図

ります。

（６）情報システムの最適化

財政負担の少ないシステムへの転換を図るほか、より高度な市民サービスを提供するため、介護保険、税務、住民記録などの住民情報系システムを再構築するとともに、各部門が個別に構築してきた情報システムについて、クラウドサービス※¹の活用や仮想化技術※²を使用した統合サーバへの集約を行います。

これにより、将来的には 10 億円を超える運用コストの削減を図ります。

（７）財務書類の有効活用

企業会計的な手法により作成している財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書※³など）により、市全体の資産・負債のほか減価償却費など現金の支出を伴わないコストを含む正確な行政コストの把握が可能になります。また、土木・教育など分野別の資産・負債や事業別の行政コストといったより詳細な分析を行うため、公会計システムを導入しました。

今後は、これらの分析資料を活用し、事務事業の効率性や有効性など多角的な評価を行うことで、事業の選択の判断に活用するなど効率的な財政運営を進めていきます。

（８）市有建築物改修等の一元化

各施設の所管が個別に行ってきた市有建築物の改修等（改修工事・実施設計・大規模修繕）について、庁内で一元化をすることにより、資産活用を踏まえた優先順位の決定などの公平な施設全体の評価及び同種工事の効率的な発注など予算の効率的な執行に努めていきます。

※1 クラウドサービス 情報システムの機能を、ネットワークを介してサービスとして利用する仕組み。

※2 仮想化技術 システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えることができる仕組み。これにより、1 台のサーバ上で、OSが異なる複数の情報システムを同時に動作させることができ、それぞれの情報システムへ効率的なシステム資源の割り当てを行うことができる。

※3 行政コスト計算書 人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスの提供のために、地方公共団体が 1 年間にどのような活動をしたのかについて、コスト面から把握するために作成するもの。

2 歳入確保対策

(1) 市税等の歳入確保

① 市税等の徴収対策

市税や公共料金などについて、効率的な徴収対策を全庁横断的に実施することにより適正な債権管理を推進し、財政健全化だけでなく市民負担の公平性を確保する観点からも徴収率の向上を図ります。

特に、滞納額が大きい市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料については、差押えなどの徴収対策を強化するとともに、目標を定めて徴収率の向上に取り組みます。

具体的には、市税について、滞納管理システムを活用した効率的な滞納整理を推進することや、国民健康保険料について、国保アクションプランに定めた取組項目を着実に推進していくことにより、歳入確保に努めます。また、下水道使用料について、千葉県が徴収する上水道料金との徴収一元化により徴収率の向上を図ります。

ポイント

○全庁横断的に効率的な徴収対策

<平成 29 年度>

○上下水道料金の徴収一元化

<数値目標>

○徴収率

平成 29 年度における市税等の目標徴収率は図表 19 のとおりです。

【図表 19】目標徴収率と各年度における目安

	H21決算	第1期プラン		第2期プラン(見直し後)			
		H24決算	H25決算	H26決算	H27目安	H28目安	H29目標
市税	92.3%	93.6%	94.6%	95.7%	95.9%	96.7%	97.3%
国保	69.3%	71.6%	73.6%	75.9%	77.5%	78.7%	78.8%
介護	95.4%	96.6%	96.5%	96.0%	96.1%	96.5%	96.7%
保育	93.1%	94.4%	94.7%	95.0%	95.0%	95.4%	—
住宅	78.1%	77.1%	80.2%	80.8%	84.3%	85.0%	85.5%
下水道	93.9%	94.5%	94.6%	94.8%	94.9%	95.0%	95.1%

(注 1) H27 は当初予算の徴収率、H28・H29 は見直し後の徴収率を表しています。

(注 2) 保育料については、H27 からの国の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、千葉市が料金徴収する施設数が毎年度変動することから、単年度ごとに数値目標を設定します。

② 税源の涵養

法人関連の税収基盤を強化するため、平成 27 年度に企業立地補助制度の大幅な改正を行い、補助要件の緩和、補助内容の拡充及び成長力が高いと見込まれる業種に対する優遇措置の創設などにより、国内外の企業誘致を積極的に推進するとともに、インキュベート※¹ 施設を効果的に活用することによりベンチャー企業に対する経営・人材・販路開拓などの各種支援を強化し、創業しやすい環境を整えるなど、地域経済の活性化を促進しており、今後も市内企業数の増加による更なる税源の涵養を図っていきます。

また、少子・超高齢化の進展や人口減少社会が到来する中で、子育て世代の維持増加は、まちの活性化による税源の涵養などに大きく影響することから、本市に住みたいと思われるよう、待機児童解消のための保育環境の整備や安心して子どもが医療を受けられる助成制度の実施など、子育て支援策に引き続き取り組みます。

ポイント

- 企業誘致の推進やベンチャー企業に対する支援により、法人関連の税収基盤を強化
- 保育環境の整備や子ども医療費助成制度の実施により、子育て世代を維持増加し、個人関連の税収基盤を強化

<平成 28 年度>

- トライアル発注認定事業による新商品などの普及拡大

(2) 公共料金の見直し

施設使用料などの公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などにに基づき見直しを行います。

特に、長期間改定されていない料金や、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。

また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

ポイント

- 受益に応じた公平で適正な負担となるよう公共料金を見直し
- 新たに開設する施設の使用料は、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら設定

<平成 28 年度>

- 国民健康保険料の改定
- 一般廃棄物処理手数料の改定(事業所ごみ・施設持ち込みごみなど)
- 動物公園入園料等の改定

※¹ インキュベート 設立間もない企業、起業家などへ、経営・技術・販路開拓など専門家による支援を行い育成すること。

（３）市有資産の効果的な活用

「資産経営基本方針」（平成 24 年 1 月策定）に基づき、資産の効率的な利用を図った上で、余剰となった資産については売却・貸付を行います。

ポイント

○資産の効率的な利用を図り、余剰資産は売却・貸付

<平成 28 年度>

○用途廃止となった市有地を売却

（４）その他の自主財源の確保

① 広告料収入の確保

刊行物や市ホームページ、公共施設などに民間事業者の広告を掲載することや、QVC マリンフィールドのように公共施設へのネーミングライツ（命名権）を募集することにより、広告料収入の確保を図ります。

なお、平成 25 年度からは、広告募集情報を電子メールで事業者に配信するとともに、民間事業者のアイデアを活用し、提案者にインセンティブを与える「広告事業民間提案制度」を新たに実施しています。

ポイント

○刊行物などに民間事業者の広告を掲載

○公共施設へのネーミングライツ（命名権）を募集

○民間事業者のアイデアを活用した広告事業民間提案制度を実施

<平成 28 年度>

○動物公園ライオン舎のネーミングライツ

② 寄附金の受入れ

寄附者へ謝意を示すとともに市の魅力をPRするため、平成 25 年度から市内公共施設のチケットやQVCマリンフィールドでの試合観戦など、寄附金額に応じたお礼の品を設定し贈呈していますが、平成 27 年度から新たに市内障害者就労施設による製品を追加しました。

また、より多くの人に寄附への関心を高めていただくため、ポスターやリーフレットを作成し、区役所などに設置するとともに、市ホームページでは寄附金の受入状況や使途を明確にしています。

さらに、寄附金を活用した市のをPRするため、平成 27 年度からは寄附金だよりを作成し、寄附者へ送付するなど、引き続き市政への応援を呼び掛けていきます。

今後も寄附金の使途などを十分にPRすることにより、新たな寄附者や寄附のリピーターを増やし、寄附金収入の確保を図ります。

ポイント

○寄附金額に応じたお礼の品を設定

1 年度で個人 5 万円以上、団体 10 万円以上の寄附者

⇒ 障害者就労施設製品、公共施設（動物公園、市美術館など）のチケット、市民花火大会の有料観覧席チケット、バックヤード見学

1 年度で個人 100 万円以上、団体 500 万円以上の寄附者

⇒ 上記に加えてQVCマリンフィールドの特別観覧席での試合観戦

○区役所などにポスター、リーフレット、寄附金だよりを設置

○継続して寄附を受けるためのフォローアップ

③ 債券運用の実施

市債管理基金に積み立てられた現金について、地方債を中心とする安全性が高く、より利回りの高い債券運用を実施しています。10 年債による運用を基本とし、毎年度 50 億円程度を購入していきます。

ポイント

○毎年度 50 億円程度の債券運用

3 歳出削減対策

(1) 事務事業の見直し

① 事務事業の見直し

既存事業の必要性・緊急性を検証し、市単独扶助費^{※1}や補助金を含む事務事業の休止や廃止、執行方法の工夫による見直しを行います。

ポイント

○事業の必要性・緊急性を検証し、事務事業の休止や廃止、見直し

＜平成 28 年度＞

○長寿祝金の見直し

○中小企業資金融資における利子補給率の見直し

○防犯街灯のLED化

② 予算編成におけるシーリング（見積制限）

経常的経費を削減するため、予算編成時にシーリング（見積制限）を設定するほか、各局の経費削減努力に対しては、その効果額の一定割合を見積に加算する（インセンティブ予算）など、各局主体の創意工夫により経費の節減を図ります。

ポイント

○予算編成時にシーリング（見積制限）を設定し、経常的経費を削減

※1 市単独扶助費 扶助費（P8 参照）のうち、国の補助制度にない施策や国の補助制度に上乗せする施策を市が単独で行うもの。

（２）人件費の抑制

市民サービスが低下しないよう配慮しながらも効率的な行政を実現するため、事務事業の見直しや民間機能の活用などにより、定員を削減するとともに、新たな行政ニーズに対しては、単に職員を増やすことなく、極力、組織や職員配置の見直しにより対応します。

定員については、新たな「千葉市定員適正化計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 1 日）」に基づき、法令等により配置基準が定められているものを除く全職員について、更なる定員の見直しを推進していきます。

また、厳しい財政状況を踏まえて、平成 20 年 4 月から特別職・一般職とも給与の減額措置を継続しています。

さらに、退職手当については平成 27 年度までに段階的に引下げを行ったほか、時間外勤務について引き続き縮減を図ることで手当を抑制します。

ポイント

○事務事業の見直しなどにより定員を削減

<平成 28 年度>

○定員適正化計画に基づき、法令等により配置基準が定められているものを除く全職員について定員の削減（～平成 30 年 4 月 1 日）

○特別職・一般職とも給与の減額措置を継続

(3) 公営企業等の経営健全化

① 公営企業等の経営健全化

各会計における歳入の増加や歳出の削減により経営を健全化することで、一般会計からの繰出金を削減します。

なお、第2期プランの計画期間内における主な取組みは以下のとおりです。

ア 病院事業

「千葉市立病院改革プラン（第3期：平成27～29年度）※1」（平成27年3月策定）に基づき、地域の中核的な病院として、青葉病院、海浜病院それぞれの特徴を活かしながら、市民が必要とする安全・安心な医療を積極的に提供します。

また、安定的な経営基盤の確立を目指すため、これまで進めてきた職員の増員や設備投資に応じたより質の高い医療を提供する体制を構築するとともに、地域の医療機関との連携を強化し、紹介患者を増やすなど、病床利用率の向上・医業収益の拡大を図ります。

さらに、両市立病院の病院情報システム統合に取り組むなど、医業費用の削減を図ります。

ポイント

○千葉市立病院改革プランに基づく経営改革

イ 国民健康保険事業

「第2期国保アクションプラン」に基づき、歳入の確保として、保険料の適正な賦課や収納率向上に向けた取組みの強化に努めます。また、歳出の抑制として、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、生活習慣病の重症化予防のための訪問保健指導の実施など、医療給付費の増大の抑制に向けた取組みを行います。

ポイント

○第2期国保アクションプランに基づく収支改善

※1 千葉市立病院改革プラン 市民が必要とする安全・安心な医療を提供するとともに、健全な病院経営を確立し持続発展していくための基本方針を示したもの。

ウ 動物公園事業

「動物公園リスタート構想※1」（平成 26 年 3 月策定）に基づき、老朽化した施設のリニューアルや展示方法の見直しを実施するとともに、来園者からの要望が多いライオンを新たに配置するなど、動物公園の魅力づくりに努めていき、集客数の増加を図ります。

また、持続可能な経営を続けるために入園料等の改定を行うほか、動物科学館と子ども動物園運營業務の一部を外部委託化することや、「ふれあい動物の里」の運営に民間機能の活用を図ることなどにより、動物公園の魅力向上を図りつつ運営経費を削減します。

ポイント

○動物公園リスタート構想に基づく集客数の増加や入園料改定などによる収支改善

<平成 28 年度>

○「ふれあい動物の里」について、民間事業者による管理許可により運営

エ 下水道事業

「下水道事業中長期経営計画」（平成 22 年 3 月策定、計画期間：平成 22 年度～32 年度）に基づき、建設投資の適正化や維持管理の民間委託による管理コストの削減など、引き続き、経営改善に取り組みます。

また、下水道使用料については、千葉県が徴収する上水道料金との一元化により徴収率の向上を図ります。

ポイント

○下水道事業中長期経営計画に基づく経営改善

<平成 29 年度>

○上下水道料金の徴収一元化

② 外郭団体改革の推進

「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」（平成 24 年 11 月策定）に基づき、団体のあり方について見直します。

また、団体の経営改善などを通じて経費の削減を促すとともに、団体に対して交付する補助金の対象経費を精査することにより、引き続き、市からの補助金の削減に努めます。

ポイント

- 「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」に基づき、外郭団体のあり方を見直し
- 外郭団体の経営改善を促すことなどにより、市からの補助金を削減

※1 動物公園リスタート構想 市民に身近な動物園として、また、都市の活性化につながる集客観光施設として、動物公園の再生を図る構想。

(4) その他の歳出削減

① 生活保護費の適正化

生活保護費の増加に対処するため、生活保護受給者の就職及び就労継続に向けた支援や、ハローワークとの協働により、市内4か所に開設している自立・就労サポートセンターを活用することで、就労支援及び経済的な自立を促進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護を受給することのないよう支援します。

さらに、電子レセプト活用によるジェネリック医薬品の更なる利用促進や、課税調査や罰則の強化による不正受給防止の徹底などにより、生活保護費の適正化を図ります。

ポイント

- 生活保護受給者の就労支援及び経済的な自立を促進
- 生活困窮者に対する自立支援策を強化
- 不正受給防止の徹底などにより、生活保護費を適正化

<平成28年度>

- 生活困窮者に対する相談などの支援を継続
- 医療扶助相談・指導員によるジェネリック医薬品の利用促進の継続

② 民間機能の活用

民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより市民サービスの向上と効率的な行財政運営が可能な事業について積極的にPFI※¹を導入することや、指定管理者制度※²の活用による事業の委託化などを進めることにより、民間機能の活用を図ります。

ポイント

- PFIの導入や指定管理者制度の活用などにより、効率的な行財政運営

<平成28年度>

- コミュニティセンターなど多数の施設の指定管理者を再指定

※1 PFI(Private Finance Initiative) 公共施設などの建設・維持管理などについて、民間の資金、経営能力を活用することで効率的に公共サービスを提供する手法。

※2 指定管理者制度 公の施設の管理・運営を民間事業者などに委ね、そのノウハウを活用することで市民サービスの向上と管理経費の削減を図る制度。

4 数値目標

(1) 数値目標

【図表20】 数値目標

項目		数値目標 (H29)		参考 (H26の状況)
		当初目標	⇒ 見直し後の目標	
主要債務総額の削減		主要債務総額をH29に <u>市民1人あたり54万円程度まで削減</u> (H24比△11万円程度) <u>市全体で5,200億円程度まで削減</u> (H24比△1,000億円程度)	⇒ 同左	60万円／人 (△5万円) 市全体で 5,767億円 (△495億円)
適正規模の市債発行		建設事業債（普通会計）発行額を計画期間 4年間で <u>860億円以内</u>	⇒ 建設事業債（普通会計）発行額を計画期間 4年間で <u>880億円以内</u>	179億円
市債残高の削減		市債（全会計）残高を 計画期間4年間で <u>400億円以上削減</u>	⇒ 同左	残高 10,314億円 (△139億円)
基金からの借入金の返済		<u>毎年度20億円を返済</u>	⇒ 同左	5億円返済
実質公債費比率の抑制		計画期間内は <u>21%未満を維持</u>	⇒ <u>19%未満を維持</u>	18.4%
将来負担比率の低減		計画期間内に <u>200%未満に低減</u>	⇒ 同左	231.8%
徴収率	市税	H29に <u>96.2%とする</u>	⇒ <u>H29に97.3%とする</u>	95.7%
	国民健康保険料	H29に <u>76.1%とする</u>	⇒ H29に <u>78.8%とする</u>	75.9%
	介護保険料	H29に <u>96.7%とする</u>	⇒ 同左	96.0%
	保育料	単年度ごとに設定 (H26:94.9%)	⇒ 単年度ごとに設定 (H28:95.4%)	95.0%
	住宅使用料	H29に <u>85.5%とする</u>	⇒ 同左	80.8%
	下水道使用料	H29に <u>95.1%とする</u>	⇒ 同左	94.8%
定員の削減		H30.4.1に△80人 (H26.4.1比)	⇒ 同左	△26人 (H27.4.1)

(注) 「定員の削減」については、定員適正化計画（H26.4.1～H30.4.1）の対象職員のうち普通会計職員を対象としています。なお、定員適正化計画では、対象職員100人を純減することとしています。

(2) 数値目標を変更した項目の考え方

① 適正規模の市債発行

適正規模の市債発行を行うため、建設事業の厳選を行ってきたものの、昨今の建設コストの高騰を踏まえ必要な建設事業を実施するため、市債残高の削減目標にも留意しつつ、目標を「880億円以内」に変更します。

② 実質公債費比率

昨今の低金利の社会情勢による影響や、市債の借入に際し低利での借入による利払い負担の軽減に努めた結果、将来の公債費が減少する見込みとなったことから、目標を「19%未満を維持」に変更します。

③ 市税の徴収率

滞納管理システムを活用し、的確な状況分析により効率的な滞納整理を実施したほか、各納税課初動班及び市税等納付推進センターとの連携により早期滞納整理に努めた結果、平成 26 年度の徴収率が当初プランにおける目安を 0.9 ポイント上回ったため、目標徴収率を変更し、さらなる徴収対策に努めます。

④ 国民健康保険料の徴収率

「国保アクションプラン」に基づき徴収強化に努めた結果、平成 26 年度の徴収率は当初プランにおける目安を 1.8 ポイント上回り、今後も当初目標を上回る徴収率が見込まれることから、目標徴収率を変更し、引き続き徴収強化に努めます。

5 取組みによる効果

前述の取組みによる各年度の効果額の見込みは図表 2 1 のとおりです。

【図表 2 1】 取組みによる効果額

(百万円)			
	H 28	H 29	合 計
歳入確保対策分 a	5,400	2,452	7,852
(1) 市税等の歳入確保	1,646	1,273	2,919
(2) 公共料金の見直し	1,250	-	1,250
(3) 市有資産の効果的な活用	2,030	700	2,730
(4) その他の自主財源の確保	474	479	953
歳出削減対策分 b	1,726	1,538	3,264
(1) 事務事業の見直し	958	950	1,908
(2) 人件費の抑制	542	351	893
(3) 公営企業等の経営健全化	72	83	155
(4) その他の歳出削減	154	154	308
合計 (a + b)	7,126	3,990	11,116

(注) 現時点において効果額の試算が困難な項目については、効果額に算入していない場合があります。

四 中間見直しを踏まえプランの達成をより確実なものとするために

本市は、真に市民の皆様が必要とする事業を引き続き推進していくとともに、将来にわたり自立し持続可能な都市となることを目指しています。

そのためには、当面の歳入確保・歳出削減のみならず、適正規模の市債発行や市債残高の削減により実質公債費比率や将来負担比率といった健全化判断比率の低減などに努め、将来を見据えた財政運営を行っていくことが重要です。

こうした考えに立ち、第 1 期財政健全化プランに引き続き、第 2 期財政健全化プランを策定し、財政健全化に努めてきました。

現時点では主要目標をはじめ大半の数値目標については改善しています。これまでの取り組みを継続するとともに取組内容の改善にも努め、目標の達成を目指します。

その一方で、当初プラン策定時には見込めなかった建設コストの高騰を踏まえ必要な建設事業を実施するため、市債残高の削減目標にも留意しつつ、建設事業債の発行規模を変更することとしました。今後の建設コストと市債残高の動向を注視し、事業の適正執行と財政健全化の両立を目指していきます。

これからも全庁一丸となって、議会や市民の皆様のご理解とご協力の下、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。